

原議保存期間	1年(令和5年3月31日まで)
有効期間	二種(令和4年3月31日まで)

各管区警察局広域調整担当部長
各管区警察局情報通信部長
警視庁警務部長
警視庁警備部長 殿
各道府県(方面)警察本部長
(参考送付先)
皇宮警察本部長

警察庁丁備二発第82号、丁教厚発第113号
令和3年4月22日
警察庁警備局警備運用部警備第二課長
警察庁長官官房教養厚生課長

災害対応における新型コロナウイルス感染症防止対策の徹底について(通達)
新型コロナウイルス感染症防止対策については、「警察職員等における新型コロナウイルス感染症対策の更なる推進について(通達)」(令和3年4月1日付け警察庁丙教厚発第1号ほか。以下「官房長通達」という。)等に基づき、各種対策の徹底を図っているところであるが、各位にあっては、災害対応においても引き続き、下記の点に留意の上、必要な対策を講じ、感染防止対策の徹底に万全を期されたい。

記

1 災害発生時の措置

(1) 災害警備本部等における感染防止対策

災害警備本部等災害対応の拠点となる場所においては、特に次の点に留意し、いわゆる「三つの密」を回避する等基本的な感染防止対策を徹底すること。

ア 体制の整備

災害の規模に応じて、最低限必要な従事者をあらかじめ決めておくこと。また、電話、無線機等様々な通信手段を活用して別室で作業できる環境を設け、災害対応に従事する職員を可能な限り分散配置すること。

イ 飛沫感染防止

透明アクリル板等による間仕切りの設置、間隔を開けた座席の配置、こまめな換気等を行い飛沫感染防止に努めること。

ウ 消毒等の徹底

部屋の出入口に消毒スペースを設けるとともに、手洗い・手指消毒、マスクの着用を徹底すること。また、勤務交代時には電話機、キーボード・マウス、机等の共有機器の消毒を徹底すること。

(2) 部隊における感染防止対策

ア 活動エリアの細分化による部隊間の接触回避

部隊活動については、活動エリアを細分化して1エリア1部隊を原則とし、やむを得ず同一エリアにおいて複数の部隊が活動する場合には、活動時間を区分し

て部隊間の接触を回避すること。

なお、部隊の活動を効率的に行うには、受援班の協力が不可欠であるので、被災地を管轄する都道府県警察（以下「被災地警察」という。）にあつては、活動エリアごとに受援班が配置できるよう、受援体制の充実を図ること。

イ 宿営地の選定及び消毒等の徹底

宿営地は、可能な限り広い場所を確保し、隊員間の間隔を広く保つほか、宿営地入口に消毒エリアを設け、脱衣、脱靴、アルコール消毒等を徹底すること。また、必要に応じて緊急出動用災害対策車等を活用し、衛生的な環境を確保すること。

車両で移動、休憩等を行う場合は、エアコンによる外気導入や窓の開放により車内の換気を行うこと。なお、エアコンによる内気循環は、感染リスクがあることから避けること。また、部隊員は、手洗い・手指消毒、マスクの着用を徹底するとともに、食事や水分補給の際に食器、コップ等を共有しないこと。

ウ 感染防護資機材の適切な使用

活動内容に応じて、適切な感染防護資機材を使用すること。

なお、活動時の気象条件等によっては、熱中症等新型コロナウイルス感染症以外の疾病にも注意を要するので、現場環境に応じた装備資機材を使用すること。

エ 感染者（感染疑い）が発生した場合の措置

部隊員が発熱や体調不良を訴えた場合に備え、隔離及び搬送用の車両をあらかじめ決めておくとともに、当該車両内のゾーニングを実施しておくこと。また、感染者や感染の疑いのある者が発生した場合には、当該者及び当該者が所属する部隊を早急に隔離するとともに、病院等の受診について被災地警察と迅速に協議すること。

2 平素の措置

- (1) 官房長通達等により累次示達されているとおり、こまめな検温等による職員の体調管理及び体調不良者への適切な対応を徹底すること。この点につき、職員の健康状態の把握に当たっては、厚生労働省が作成・公表している「新型コロナウイルス感染症軽症者等の健康観察票」（「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養・自宅療養における健康観察における留意点について（通知）」（令和2年4月30日付け警察庁丁給厚発第323号）参照。）等を参考に、チェックリストを用いて行う方法を検討すること。
- (2) 感染者が発生した場合に備えて代替要員を確保しておくこと。
- (3) 必要な感染防護資機材を確保しておくなど所要の準備を徹底すること。
- (4) 各都道府県の状況に応じ、感染防止対策を十分に行った上で災害対策に係る訓練を積極的に実施し、特に新型コロナウイルス感染症防止対策を踏まえた部隊の対処

能力の向上に努めること。

3 災害警備本部体制の強化等

災害対策に従事する職員の感染予防・拡大防止対策を行うための部署（以下「感染予防班」という。）を災害警備本部体制の中にあらかじめ設置するとともに、次の措置を講じておくこと。

- (1) 感染予防班には、厚生担当課の職員を含めることとし、職員が感染し、また感染の疑いが生じた場合に、厚生担当課と連携し、保健所への相談、医療機関への受診、施設・物品等の消毒、関係職員の隔離措置等の必要な対応が迅速に行えるよう体制を構築しておくこと。
- (2) 感染した又は感染した疑いがある職員等の隔離場所として、ホテル等が確保出来ない場合に備え、被災地警察施設の利用を検討しておくこと。
- (3) 警察災害派遣隊が派遣される災害が発生した場合において、被災地警察の感染予防班は、派遣部隊と連絡を密にし、部隊員の健康状態を把握すること。
- (4) 職員が感染した又は感染の疑いがある場合の警察庁への報告については、官房長通達に示されているとおりであるが、派遣部隊も含め災害対策に従事する職員に感染者や感染が疑われる者が発生した場合には、部隊の対処能力の維持のために迅速・的確な感染拡大防止措置を講ずることが特に重要であり、また、追加の部隊派遣について速やかに検討する必要があることから、警察庁長官官房教養厚生課に加え、同庁警備局警備運用部警備第二課及び被災地を管轄する管区警察局長官房調整担当部に速やかに報告すること。この場合において、派遣中の部隊員に係る報告については、報告の迅速性及び正確性を優先する観点から、原則として派遣先の都道府県警察から報告を行うこと。

4 部隊派遣の基本方針

- (1) 派遣部隊の編成は、被災状況等を勘案し必要最小限の人員とする。
- (2) 被災地への早期到着の観点から、近接する都道府県警察又は同一管区警察局内からの派遣を優先的に検討する。また、併せて感染拡大防止の観点から、派遣元都道府県及び派遣先都道府県における感染の状況等を考慮する。